

I. はじめに

10月のSeiwa Newsletterは、2024年1月1日から開始予定の新NISAについて、現行のNISA制度（一般NISA、つみたてNISA）との変更点を中心に解説するとともに、既に現行NISAを利用されている方に向けたポイントについても併せてお伝えします。NISAは2014年に、小額からの投資を始めたい人のための非課税投資制度としてスタートしました（詳細はSeiwa Newsletter Vol.28をご参照ください）。当該制度の政策目的の一つでもある「家計の安定的な資産形成」をさらに推し進めることを目的に、「令和5年度税制改正大綱」内で公開された新制度が新NISAです。

II. 新NISAのポイント

新NISAは現行のNISA制度とは別の制度となり、「成長投資枠」と「つみたて投資枠」に分かれています。新NISAの主なポイントは以下の5つです。

- ① 非課税保有期間の無期限化
- ② 口座開設期間の恒久化
- ③ 成長投資枠とつみたて投資枠の併用が可能
- ④ 年間投資枠の拡大
- ⑤ 非課税保有限度額の拡大

期間的な制限が撤廃され、制度の対象となる投資枠等が拡大されるとともに、成長投資枠とつみたて投資枠との併用が

可能になります。これにより、これまで以上に所得や投資プランに合わせて柔軟に制度を利用することができます。

『所得倍増計画』に変えて、『資産所得倍増計画』を推進する政府は、国民に所得から投資へ舵を切るように促しているため、現行NISAに比べてお得な制度になっています。これまで一般NISA、つみたてNISAを利用していた人や、新たに投資を始めようと考えている人にとってはメリットが大きくなっていますので、具体的な内容について、以下で解説します。

III. 新NISAと現行NISAの主な相違点

新NISAと現行NISAの違いについて、上記のポイントごとに解説します。

① 非課税保有期間の無期限化

NISA制度の最も大きな特徴は、NISA口座で投資して得た運用益を非課税で受け取ることができる点にあります。NISA口座を利用しない場合、投資で得た運用益には20.315%の税金が課されます。現行のNISA制度ではこの非課税期間に制限があり、投資から、一般NISAは5年、つみたてNISAは20年を過ぎて売却した場合には非課税の対象とならないので、NISA口座を利用しない場合と同様に、運用益に課税されてしまいます。一方、新NISAでは成長投資枠、つみたて投資枠ともに非課税保有期間に制限がありません。運用を継続し、長期間保有してから売却しても、非課税の恩恵を受けることができるようになりました。

【新NISAと現行NISAの比較】

	新NISA制度		現行NISA制度	
	成長投資枠	つみたて投資枠	一般NISA	つみたてNISA
非課税保有期間	無期限	無期限	5年間	20年間
口座開設期間	2024年～（恒久化）		～2023年末	
制度の併用	可能		不可	
年間投資枠	240万円	120万円	120万円	40万円
非課税保有限度額	1,800万円		600万円	800万円
	うち成長投資枠限度 1,200万円			
売却した場合の投資枠の復活	あり		-	
投資対象商品	上場株式・ETF・REIT・投資信託等（一部除外される商品あり）	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託（現行のつみたてNISAと同様）	上場株式・ETF・REIT・投資信託等	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託

* 金融庁の「NISA特設ウェブサイト」を基に作成

ポイント！

現行の一般NISA、つみたてNISAで行った投資は新NISAへ移すことができません。非課税保有期間が終了する際は、通常の課税口座に移管するか、その前に売却するかを選択する必要があります。

② 口座開設期間の恒久化

新NISAは口座の開設期間に制限がなくなりました。これにより、自分の投資に適したタイミングで、いつでも口座を開設することができるようになります。なお、現行のNISAで口座開設できるのは2023年度末までです。

ポイント！

現行の一般NISA口座、つみたてNISA口座を保有している場合、2024年以降、新NISA用の口座が自動で開設されるので、追加の手続きは必要ありません。現行のNISA口座で行った投資は、非課税期間内であれば、そのまま資産運用できますが、新しく商品を買付けすることはできません。

③ 成長投資枠とつみたて投資枠の併用が可能

現行のNISAは投資を始める前に、一般NISAとつみたてNISAのいずれかを選ぶ必要がありました（変更は可能）。一方、新NISAでは成長投資枠とつみたて投資枠の併用・同時利用が可能になります。これにより、コツコツ積立投資をしながら、スポットで株やETFを売買するといった事も可能となり、投資の選択肢が広がり、自由度も上がったといえます。

ポイント！

新NISAのつみたて投資枠の対象商品は、現行のつみたてNISAの商品と同じで、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託に限定されます。一方、新NISAの成長投資枠も株式（国内/海外上場）、投資信託（株式）、ETF、ETN（上場投資証券）、国内J-REIT/海外REIT（個別）など、現行の一般NISAと同様ですが、以下の商品が除外されますので、注意が必要です。

- 整理銘柄に指定されている上場株式等
- 監理銘柄（上場廃止基準に該当する可能性のある銘柄）に指定されている上場株式等
- 信託期間20年未満の投資信託等
- 高レバレッジ型の投資信託等
- 毎月分配型の投資信託等

④ 年間投資枠の拡大

新NISAの大きな特徴が投資枠の拡大であり、そのひとつが、年度（1月～12月）単位の投資枠の拡大です。現行NISAの年間投資枠は、一般NISAは120万円、つみたてNISAは

40万円ですが、新NISAでは、成長投資枠が年間240万円、つみたて投資枠が年間120万円、合わせて年間360万円と大幅に拡大することになります。

ポイント！

現行NISAは、年間投資額の上限まで投資しなかった場合、その分の枠が消滅してしまいましたが、新NISAでは、使いきれなかった投資枠を翌年度以降に持ちこずることができるようになります（年間の投資上限額は変わりません）。

⑤ 非課税保有限度額の拡大

もう一つ拡大する投資枠は、非課税で投資した商品を保有できる総額です。現行NISAの非課税保有限度額は、一般NISAは600万円（120万円×5年）、つみたてNISAは800万円（40万円×20年）でした。一方、新NISAは成長投資枠とつみたて投資枠合わせて1,800万円まで拡大しています。ただし、成長投資枠はそのうち1,200万円の限度が付されています。

ポイント！

新NISAでは、投資した商品を売却した場合、その分の投資枠を再利用できるようになる点が、現行NISAと大きく異なります。非課税保有額が上限である1,800万円に達したとしても、商品を売却して、保有額が1,800万以下になった場合は、売却した金額（売却した商品の購入時の金額）だけ再び非課税で投資することが可能になります。ただし、投資枠が復活するタイミングは売却した翌年度になりますので、注意してください。

【非課税投資枠再利用のシミュレーション】

1月（年初）：新NISA枠1,700万円まで利用済

3月：新NISA枠を利用して100万円投資

→この時点で**1,800万円の上限到達（非課税枠利用不可）**

5月：新NISA枠の保有商品200万円を売却

→この時点で**200万円の投資枠は復活しないので、同一年度内は非課税枠の利用はできません。**

翌1月：利用限度枠が200万円復活

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : research@seiwa-audit.or.jp

ウェブサイト : rsm.global/japan/audit/contact